

会 議 録 (要旨)

| | |
|----------------------------|---|
| 会 議 名 | 平成26年度第1回武蔵村山市まちづくり審議会 |
| 開 催 日 時 | 平成26年10月22日(水) 午後2時～午後4時 |
| 開 催 場 所 | 301会議室 |
| 出 席 者 及び欠席者 | 出席者：柴田賢次会長、石塚典久副会長、嶋正委員、宇野健一委員、 日置雅晴委員、稲員康介委員、波多野政俊委員、山岡博子委員 欠席者：なし |
| 議 題 | 1 会議の公開に関する取扱いについて 2 まちづくり審議会の所掌事項について 3 その他 |
| 結 論 | <p>議題1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会議の公開に関する取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「武蔵村山市まちづくり審議会」の会議は、公開を原則とする。 (2) 会議の公開は、「資料1-1武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」に定めるところによるほか、「資料1-2武蔵村山市まちづくり審議会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとする。 ○ 会議録の作成及び公表については、次に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議録は、公表する。 (2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名は記載しない。 (3) 会議録は、次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付することにより承認を得るものとする。 (4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。 <p>議題2について まちづくり審議会の所掌事項について了解</p> <p>議題3について 委員名簿のホームページへの掲載について了解</p> |
| 審 議 経 過 (○：委員 ●：事務局) | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 委嘱書の交付 ◎ 都市整備部長あいさつ ◎ 委員自己紹介 ◎ 会長・副会長の選任 <p>会長に柴田委員、副会長に石塚委員を選任</p> <p>議題1 会議の公開に関する取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会における会議の公開の可否等については、平成24年度第1 |

回まちづくり審議会において、会議を公開として取り扱うことに決定し、**資料1-1**指針第8条に基づく運営要領については、**資料1-2**のとおり定めている。

- 会議を公開すると決定した場合の会議録の作成及び公表については、次のとおりとしている。
 - (1) 会議録は、公表する。
 - (2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名は記載しない。
 - (3) 会議録は、次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付することにより承認を得るものとする。
 - (4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。
- 委員の皆様には、会議の公開の可否、運営要領及び会議録の作成・公表方法の3点について、改定が必要かどうか審議願う。
- 会議録の承認方法について、出席委員に送付することとなっているが、この送付とは郵送をするということか。
- 郵送するということである。
- 郵送では手間暇がかかるため、メールで送付しても良いのではないか。
- 了承した。
- その他、特に意見がないようなので、会議の公開に関する取扱いについては、従来どおりとする。

議題2 まちづくり審議会の所掌事項について

- **資料1-3**「武蔵村山市まちづくり審議会について」の内容について、**資料1-4**「武蔵村山市まちづくり条例のあらまし（体系図）」に基づき説明。

「地区まちづくり計画」については、パンフレット「地区まちづくり計画をつくろう」に基づき説明。

「新青梅街道沿道地区のまちづくり」については、パンフレット「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき説明。

「狭山丘陵の景観の保全」については、パンフレット「狭山丘陵の景観の保全のために」に基づき説明。

「開発事業の手続」については、**資料1-5**開発事業の基準等、**資料1-6**武蔵村山市まちづくり条例の運用状況及びパンフレット「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき説明。

—— 説明省略 ——

- まちづくり条例等のパンフレットの対象者について伺う。
- 市民及び事業者向けに作成している。
- 地区まちづくり計画の説明で、地区まちづくり準備会等については組織されていないとのことであったが、組織されていない状況で、パンフレットは先行して公表しているのか。
- パンフレット作成の目的は、市民に対し、地区まちづくり計画の提案及びそれに先立つ地区まちづくり協議会の設立を促すことにある。地区まちづくり計画とは、地区住民が主体となってまちづくりのルールを決めることができる制度であり、地区まちづくり協議会とは、地区住民が地区まちづくり計画を作るために組織するものである。なお、現在のところ、市民から地区まちづくり計画に関する相談は受けていない状態である。
- パンフレット「地区まちづくり計画を作ろう」1ページ下部 **ケース1** で、「落ち着いた住環境を保全したい」とあるが、主観的な表現で理解しづらいため、どういった意味なのか伺いたい。
- パンフレット1ページから2ページにかけて掲載しているまちづくりのルールについては、あくまでも一例である。パンフレットに掲載する内容であるため、抽象的な表現としているが、例えば壁面の色のルールについて、具体的な内容は地区住民が決めていくことができる。
- パンフレット「狭山丘陵の景観の保全のために」の5ページに色彩の例が掲載されているが、基準色以外の色は使用できないのか。
- まちづくり条例において、青梅街道より北側の地区を狭山丘陵景観重点地区として指定しており、建築物の壁面等の色の基準を定めている。そのため、基準外の色については、基本的には使用できない。
- 開発案件に関連して、住民反対運動が起きたことはあるか。
- 現在のところそういった案件はない。
- 市のホームページを利用してまちづくりに関する情報収集をしようとした時に、近隣市と比較してトップページ等の情報量が多く、知りたい情報をすぐ確認することができなかった。改善できないのか。
- ホームページの担当部署に報告する。

議題3 その他

- **資料1-7** 委員名簿をホームページに掲載したいと考えているので了解願いたい。
- 了解した。
- まちづくり審議会委員の再任の身として、今回新規に委員となった方々に、前回までの審議案件等について簡単に説明をさせていただく。狭山丘陵景観重点地区の基準の検討については、おおむね1年間か

けて行った。例えば、新青梅街道付近から市の北西を確認したときに、狭山丘陵のみどりが連続していることを確認することができ、そのみどりの連続性の中で、特質して目立った建築物があつてはいけないということで、定めたものである。そのため、色彩の基準に対して、明るすぎる色や奇抜な色については基準外となってしまうことがある。

また、先程ホームページの話になったが、近隣市のホームページを確認したときに、まちづくりの方向性がわかりやすいのは、目指すまちづくりのハードルが当市と比較して低いからであると思う。当市は、狭山丘陵景観重点地区におけるまちづくりと、モノレール導入を含めた新青梅街道沿道地区のまちづくりという二極のまちづくりを行っていくところであり、10年20年かけて大きく変貌を遂げていく可能性を持っている。

- 学識経験者からみた当市のまちづくりについての感想を伺いたい。
- 日本の将来的な人口減少を想定したまちづくりをしていくべきである。数十年先に備えて必要な施設は整備していく必要があるが、不必要な段階まで施設を整備してしまうと、将来的に苦勞することになる。そのため、市の大きな課題となっているモノレールの延伸、新青梅街道の拡幅整備、日産工場の跡地の整備については、将来的な人口減少を踏まえて慎重に検討していく必要がある。

また、狭山丘陵のような豊かなみどりが存在する場所は東京近郊にはあまりないため、その特色を生かしたまちづくりも併せて行っていくべきである。

- 必要な施設が適材適所に存在しているように感じた。
計画的につくるまちでは達成できないものがたくさんあり、長い時間をかけてつくられたまちの魅力にはかなわない。例えば、一見美しいまちと、緩やかに魅力を感じるまちの違いである。武蔵村山市については昔ながらの良さが残されていて、交通の利便性の悪さが影響してそういった環境が残されてきたのではないかと思われる。

これから都市開発が進んでいくことになるとと思われるが、今の環境を残しながら、開発と保全のバランスをとっていくことが要になると考えられる。

- 新青梅街道沿道のまちづくりと、狭山丘陵景観重点地区におけるまちづくりという相反するまちづくりを行っていくなかで、中心市街地に関する議論があまりされていないため、今後の論点になっていくと考えられる。
- 多摩モノレールの開業当初は、沿線の土地利用状況や、乗客数が少なかったことなど、事業について心配されていた。そのため、100円区間を設ける等の乗車率向上に向けた対策をとることによって、開業から16年経過した現在では、沿線の土地利用が進んできた。そこ

| | |
|--|---|
| | <p>で、今後は、多摩モノレール導入前後の沿線の土地利用比較や経済影響調査を行うべきではないかと思われる。</p> <p>また、市内には狭山丘陵のみどりやトロッコトンネル等魅力的なものがあり、また、近隣には多摩湖もあり、地理的条件が良く、そういったものを今まで以上にまちづくりに活かしていくべきである。</p> <p>今後は、近代的な中心市街地のまちづくりと自然を融合させていくことで非常に良いまちづくりを行うことができると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|---|

| | | |
|---------------------|--|--------|
| 会議の公開 ・非公開の 別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 () | 傍聴者：0人 |
|---------------------|--|--------|

| | |
|----------------------|--|
| 会議録の開 示・非開示 の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：) |
|----------------------|--|

| | |
|-------|-------------------|
| 庶務担当課 | 都市整備部都市計画課（内線274） |
|-------|-------------------|